

日本鉄鋼協会昭和 51 年度臨時総会

会員各位

日本鉄鋼協会会長 小林 佐三郎

本会昭和 51 年度臨時総会を下記の通り開催いたしますのでご出席下さるようご案内申し上げます。

なお、総会にご出席にならない会員各位は、鉄と鋼第 10 号会告掲載の委任状に記名捺印の上お送り下さるか、またはご意見を 9 月 25 日までに本会あてお申し出下さい。これらの手続をとられない場合は総会の決議事項にご異議のないものとして取扱いをさせていただきますのでご了承下さい。

記

日	時	昭和 51 年 10 月 2 日 (土) 9:20~
会	場	東北工業大学 5 号館 53 番教室 (仙台市長町越路)
議	案	定款中一部変更の件

定 款 中 一 部 変 更 案

定款中一部を次の通り変更する

1. 第 11 条 (正会員に関する規定) 中入会金 600 円とあるを 700 円に、会費年額 5,400 円とあるを 7,000 円に変更する。
2. 第 12 条 (学生会員に関する規定) 中入会金 300 円とあるを入会金に関する規定は省き、会費年額 2,700 円とあるを 2,000 円に変更する。
3. 付則として、「この定款の変更は文部大臣の認可のあつた日から施行し、昭和 52 年 1 月 1 日から適用する」を加える。

(参考現行定款)

第 11 条 正会員は、理事会の承認を経て入会するものまたは団体であつて、入会金 600 円および会費年額 5,400 円を納めるものとする。

第 12 条 学生会員は、理事会の承認を経て入会する学生であつて、入会金 300 円および会費年額 2,700 円を納めるものとする。

定 款 中 一 部 変 更 提 案 理 由

本会の正会員、学生会員および外国会員の入会金および会費年額は昭和 50 年 1 月から値上げされましたが、当時の狂乱的物価上昇に比べ、値上げを小幅に抑えたため当時から 2 年後には会費の見直しをすることが予定されてきました。

昭和 51 年度予算では個人会員からの会費収入は 4,600 万円で和文会誌「鉄と鋼」発行のための直接経費 (印刷費 発送費など、人件費は含まない) 8,300 万円の 55% に過ぎず、明年度以降も会誌発行経費の増加が予想されますので財政の健全化を図るため会費の変更が必要であります。個人会員の急激な負担の増加は避けたい。

そこで個人会費収入の中心をなす正会員の会費年額を 7,000 円に 29.6% 値上げし、入会金も 700 円に変更しようとするものであります。

なお学生会員につきましては積極的に増加を図り若手会員増加の一助とするため、入会金を免除し、会費年額を 2,700 円から 2,000 円に減額しようとするものであります。